平成２９年（フ）第１３９号
青森県弘前市大字外崎４丁目８番地５、申立時の住所青森県黒石市松葉町145番地１　シティパレスフォンテーヌＡ棟102号
債務者　小枝　賢輔
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１４１号
青森県黒石市緑町４丁目40番地　コスモハイツ２－102号、旧住所青森県黒石市浦町２丁目18番地　レジデンス浦町105号
債務者　野呂　秋子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第６９２号
神奈川県伊勢原市下糟屋3018番地の１　グリシーヌヒルＢ101号
債務者　吉田　　仁
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第９号
神奈川県厚木市飯山3053番地１　ハイツクレアⅡ－103
債務者　横瀬沙央里（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２６号
神奈川県厚木市妻田西３丁目５番28―205号
債務者　高橋　郁子
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１０号
千葉県柏市根戸467番地277
債務者　石田めぐみ
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第２１号
千葉県流山市松ケ丘５丁目669番地の16　ロイヤルコートＢ－102
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成30年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４１号
神奈川県秦野市平沢1161番地の１　ウエルカーサ秦野二番館　121号
債務者　藤枝　　香
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６９号
熊本県荒尾市八幡台４丁目４番１号33　ユートピア荒尾Ⅱ　202号
債務者　原口　幸一
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２９年（フ）第７０号
熊本県荒尾市八幡台４丁目４番１号33　ユートピア荒尾Ⅱ　202号
債務者　原口　愛理（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成３０年（フ）第１号
山口県光市浅江２丁目３番20―202号
債務者　高澤　幸代
1　決定年月日時　平成30年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成３０年（フ）第３８号
名古屋市西区鳥見町２丁目22番地の１　パークシティ鳥見Ｂ棟1407号
債務者　服部　武生
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８５０号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目211番地　グランデールＡ－102号
債務者　齋藤　直之
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８５１号
埼玉県蓮田市藤ノ木１丁目211番地　グランデールＡ－102号
債務者　齋藤あかね
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２９号
さいたま市南区広ヶ谷戸301－１　医療法人白翔会浦和神経サナトリウム、住民票上の住所さいたま市南区白幡３丁目３番１－107号
債務者　清水　敏雄
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５７５号
相模原市南区東林間４丁目６番６号　イーストスクエア102号
債務者　佐藤　翔太
1　決定年月日時　平成30年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５５８号
大阪府泉南市中小路３丁目１番１－403号
債務者　片山　明子
1　決定年月日時　平成30年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係